吉川市三世代同居等支援補助金交付要綱に定める添付書類一覧

・該当する書類を添付してください。

１．共通

		チェック欄
1	吉川市三世代同居等支援補助金申請書（様式第１号）	
2	同意兼宣誓書（様式第２号）※	
3	住宅位置図（縮尺２５，０００分の１以上）	
4	住宅の登記の全部事項証明書の写し（６か月以内で最新のもの。）	
5	自治会に加入していることを証明する書類（１年以内で最新のもの。） 【自治会名簿、自治会費領収書など】	

※同居する全ての者の他、地区居住者を条件とする場合は地区居住者の同意

２．住宅別書類

親世帯等の住宅の増改築又は修繕の場合

1	工事請負契約書の写し（表題、当事者、金額及び日付が確認できるもの）	
2	工事引渡書の写し（引渡日がわかるもの）※	
3	増改築又は修繕の内容（変更前後）が確認できる書類の写し及び写真	
4	居住する全ての世帯の戸籍の全部事項証明書の写し（6 か月以内で最新のもの）	

※工事引渡書の写しがない場合は工事代金領収書の写し

親族の空き家等の増改築又は修繕の場合

1	工事請負契約書の写し（表題、当事者、金額及び日付が確認できるもの）	
2	工事引渡書の写し（引渡日がわかるもの）※	
3	増改築又は修繕の内容（変更前後）が確認できる書類の写し及び写真	
4	当該住宅を相続、譲渡又は贈与した親族と当該住宅の被相続人と申請者の関係がわかる戸籍（除籍を含む。）の全部事項証明書の写し（6 か月以内で最新のもの）	

※工事引渡書の写しがない場合は工事代金領収書の写し

住宅の新築、購入の場合

1	工事（売買）契約書の写し（表題、当事者、金額及び日付が確認できるもの）	
2	工事（建物）引渡書の写し（引渡日がわかるもの）※	
3	居住する全ての世帯の戸籍の全部事項証明書の写し（6 か月以内で最新のもの）	

※工事（建物）引渡書の写しがない場合は建物代金領収書の写し

３．該当書類

併用住宅の場合

1	工事代金内訳書の写し（居住部分の工事費が確認ができるもの）	
2	各階平面図の写し	

昭和５６年５月３１日以前の住宅の場合

1	新耐震基準の住宅であることを証する書類の写し	

親世帯等による住宅の新築、購入（新たな住宅の購入）

1	従前の住宅の登記に係る全部事項証明書の写し（6 か月以内で最新のもの）又は売買契約書の写し（申請日時点で他に住宅を所有していないこと）	

裏面に続く

申請時に同居できない者がいる場合

		チェック欄
通勤、通学等による単身赴任の場合		
1	勤務先又は在学先の所在地が証された勤務証明書、在学証明書の写し、賃貸借契約書の写し又は住民票の写し	
親族の疾病等による介護の場合		
1	介護する親族の住民票の写し及び心身の状態を記載した医師の診断書の写し	
上記と同等な事情がある場合		
1	市長が求める書類	

ひとり親家庭の世帯に該当する場合

1	ひとり親家庭の世帯を証する書類の写し 【ひとり親家庭等医療費受給者証の写し、ひとり親家庭等認定調書の写しの他、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本（養育者の場合）（6か月以内で最新のもの）など】	

事実上婚姻関係の世帯に該当する場合

・次のいずれかに該当するもの		
1	婚姻関係にある２人の一方が他方の健康保険の被扶養者となっていることを証する書類の写し	
2	婚姻関係にある２人の一方が他方の給与の扶養手当の対象となっていることを証する書類の写し	
3	民生委員が交付する事実婚証明書又は内縁関係証明書の写し	
4	結婚式場等が結婚式又は披露宴を挙行したことを証する書類の写し	

同性結婚の世帯に該当する場合

1	当該地方公共団体が交付する同性結婚の登録証明書の写し	

職員による申請書類以外の確認（書類の提出は不要です）

・下記の審査は様式第２号による承諾により、市が所有するデータによる調査となります。

1	住民登録（居住する全ての者）※	
2	市税の納付状況（居住する全ての者）	
3	空き家の調査	

※地区居住者を条件とする場合は地区居住者の住民登録を含む。

誓約による確認（書類の提出は不要です）

・下記の審査は様式第２号による誓約により、書類の提出は不要となります。
ただし、その後の調査により虚偽等があった場合は、決定の取り消しにより補助金の返還が必要になります。

1	申請内容に虚偽の記載がないこと	
2	暴力団員でないこと（居住する全ての者）	
3	申請する住宅以外の住宅を所有していないこと（居住する全ての者）	